

横手市インターンシップ実施要領

(目的)

第1条 この要領は、横手市が学生に対してインターンシップ(以下「実習」という。)の機会を提供することに関し、必要な事項を定めることにより、もって学生の就業意識の向上を図るとともに、行政に対する理解を深めることを目的とする。

(対象者)

第2条 実習の対象者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき設置された大学、短期大学及びこれに準ずる学校(以下「大学等」という。)に現に在学する学生であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市政に関心を有する者
- (2) 実習の成果を今後の研究活動に反映し、自らの資質向上に努めることができる者
- (3) 服務規律を遵守できる者

(実施期間)

第3条 実習の実施期間は、大学等の長期休業期間中であって、市長が認める範囲内とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(実習時間)

第4条 実習の実施時間は、月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの範囲内とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(受入手続)

第5条 実習の受入れを希望する学生及び大学等は、横手市インターンシップ受入申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、学生が実習を希望する部署の長と協議のうえ、次の各号の条件をいずれも満たす場合に、実習の受入れを決定するものとする。

- (1) 希望する実習の内容が、第1条の目的に沿ったものであること
- (2) 市の業務に支障がないと認められること

3 市長は、前項の規定により実習の受入れを決定した場合は、横手市インターンシップ受入決定通知書により大学等に通知するものとする。

4 市長は、実習の受入れを決定した場合は、大学等と横手市インターンシップに関する覚書を締結するものとする。

(実習生の身分等)

第6条 実習の受入れを決定された学生(以下「実習生」という。)に対しては、横手市の職員としての身分は付与しないものとする。

2 横手市は実習生に対して、賃金、報酬、手当、交通費、食費その他一切の金品を支給しないものとする。

(服務)

第7条 実習生は、実習時間中においては専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

2 実習生は、実習時間中においては、市職員が遵守すべき法令、条例等、市職員の指示及び監督等に従わなければならない。

3 実習生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為を行ってはならない。

4 実習生は、実習で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。実習期間終了後も同様とする。

(宣誓)

第8条 実習生は、前条に規定する事項を遵守するため、誓約書を、実習開始前に市長に提出しなければならない。

(事故責任等)

第9条 実習生及び大学等は、実習中の事故に備えて、傷害保険及び損害賠償保険等必要な保険に加入し、実習中の事故については、自らの責任において対応するものとする。

2 実習生が、故意又は過失によって市又は第三者に損害を与えた場合は、実習生及び大学等が連帯してその損害を賠償するものとする。

(受入部署の役割)

第10条 実習生を受け入れる部署の長は、実習の円滑かつ適切な実施を図るため、部署内の職員のうち適当と認められる者を実習指導者として指名する。

2 実習指導者は、インターンシップ実施プログラムを定めるものとする。

3 実習指導者は、大学等から実習結果等に関する報告等を求められた場合は、これを作成し、大学等に提出するものとする。

(実習の中止)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、実習を中止することができる。

(1) 実習生が第7条の規定に違反した場合

(2) 市の業務に支障をきたすと認められる事態が生じた場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、実習を継続することが困難な事由が生じた場合

(報告)

第12条 実習生は、実習後すみやかに横手市インターンシップ報告書を市長に提出するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。